

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
<p>①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等(注1)内(警戒区域等として公示されたことがある区域を含む)の中小企業者</p>	<p>a) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円(別枠) 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円(上乗せ) b) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) c) 据置期間 最大5年</p>	<p>ア) 金利引下げ措置 ・基準金利(注2)から▲0.5%。 ・ただし貸出後3年間・1億円(国民事業は3,000万円)までは、基準金利から▲1.4%。</p>
<p>②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者</p>	<p>d) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円(別枠) 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円(上乗せ) e) 貸付期間 最大15年(設備、運転) f) 据置期間 最大3年</p>	<p>イ) 金利引下げ措置 ・基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。 ・ただし貸出後3年間・3,000万円までは、基準金利から最大▲1.4%(注4)。</p>
<p>③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者(風評被害等による影響を含む。) ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。</p>	<p>g) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】7.2億円(別枠) 【日本公庫(国民事業)】4.8千万円(別枠) h) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転) i) 据置期間 最大3年</p>	<p>ロ) 金利引下げ措置 期間限定なく、基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。</p>

注1: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

注2: 平成23年12月8日現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.65%、国民事業は、2.15%。

(貸付期間が長くなれば金利も上がります。なお、基準金利は毎月1回改定。)

注3: 売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。

注4: ▲0.9%は自動的に適用。さらに、注3の引下げが可能。

注5: 上記①・②の貸付限度額は、双方合算して上記の限度額となります。

注6: 上記①・②について保証人不要(国民事業は第三者保証人不要)時の上乗せ利率を免除。

注7: 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

※下線部分が3次補正拡充項目。

東日本大震災復興特別貸付の概要（2）

< 震災復興支援資本強化特例（震災対応型資本性劣後ローン） >

新設

東日本大震災復興特別貸付制度における特例制度として、自己資本が毀損した中小企業に対して、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）が資本性を有する長期資金（一括償還型）を供給する^{（注1）}。

事業スキーム

(株)日本政策金融公庫
(中小企業事業)

資本性劣後
ローン

民間金融機関
の貸付

呼び水効果

協調融資

被災中小企業等

利用対象者	東日本大震災復興特別貸付の利用対象者①～③に当てはまる中小企業者
貸付限度額	1貸付先当たり7.2億円（別枠）
貸付利率	成功時：3.60% 失敗時：0.40% }（注2）
貸付期間	10年（期限一括償還型） ^{（注3）}
担保・保証人の有無	無し
その他	経営規律を維持するための特約の締結義務

（注1）本特例による債務については、金融検査上、自己資本と看做すことが出来ます。

（注2）成功・失敗の判定は、貸付後1年ごとに、成功判定時期の直近決算により判断します。

（注3）期限前弁済は、原則として認められません。

※商工中金の危機対応業務（中小企業向け）は、中小事業と同様の内容で実施。